

第 4478 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月 8日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ 蛍光灯から LED に取り替えた場合

**Q**：当社では、節電対策のため、本社の蛍光灯のすべてをLEDランプに取替えしようと思っています。これにかかる費用はどのように取り扱われますか？

**A**：修繕費とすることができます。

### 【解説】

原発の影響で、節電の意識が高まり、企業でも節電対策を積極的に取り入れるようになってきました。LEDは消費電力が少なく、節電につながることから、取替えを検討する企業も増えてきているようですが、この場合の取替え費用は、次のように取り扱われます。

#### ①修繕費と資本的支出

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうちその固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。一方、法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります。

#### ②LEDへの取替え

蛍光灯をLEDに取り替えると、確かに節電効果があり使用可能期間が長くなるようですが、LEDは、照明設備の一つの部品であり、また、その部品の性能が高まったとしても、照明設備そのものの価値が高まったとは考えられないことから、修繕費として処理することが認められることとなります。

